



還その他他の点において有利な扱いをすることによって、医師たる職員を充足するためこの法案を提案する次第であります。

次に、この法案の要旨とするところを御説明いたします。

第一に、政府は、大学医学部の医学専攻学生または同学部を卒業した実地修練生で、将来矯正施設に医師として勤務しようとするものに対し、無利息で、修学資金を貸与することができるものとしております。

第二に、修学資金は、原則として毎月一定額を貸与する方法によるものとしております。

第三に、修学資金の貸与を受けた者につきましては、実地修練終了後直ちに矯正施設の職員となり、医師として修学資金貸与期間の一倍半に当たる期間勤務した場合は、その返還債務を免除することとしておりますほか、一定期間医師として矯正施設に勤務した場合にも裁量による全部または一部の免除を認めております。

第四に、貸与契約を解除したとき、修学生が矯正職員とならなかつたときは矯正職員となつてから二年以内に医師とならなかつたときには、そのときから貸与期間の半ばに当たる期間内に貸与資金を返還しなければならないものとしております。

第五に、修学資金の返還についてやむを得ない事情がある場合には、これを猶予することができるものとする一方、正当な理由がなく返還しないときには、日歩四銭の延滞利息を支払わせることとしたしております。

第六に、右に申し述べましたほか、裁判所職員定員法（昭和二十六年五月二十三日法律第二百一十九号）に規定する大学医学部の学生であつて医学を専攻するものとし、医師法（昭和二十二年法律第二百一號）第十一條に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を定めています。

第七に、この法律の施行期日については政令及び法務省令に委任する旨を計算、返還方法等、実施の細目について規定し、また貸与月額、期間は政令及び法務省令に委任する旨を定めています。

第八に、昭和三十六年四月一日とする」といたしております。

以上が矯正医官修学資金貸与法案の趣旨であります。なお、この制度の施行に要する経費と致しましては、貸費生五十人に対する貸与金として二千八十八万円が昭和三十六年度一般会計予算案に計上されています。何とぞ慎重に審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長（松村秀逸君） 以上をもつて本法律案に対する説明は終わりました。

質疑は次回に行ないたいと存じます。

以上をもつて本日の審議は終了いたしました。次回の委員会は三月七日午前十時より開会いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

（附則）

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 検察審査会法（昭和二十三年法律第二百四十七号）の一部を次のよう改正する。

第二十条第一項中「通じて五百四十人の」を削る。

（矯正医官修学資金貸与法案）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院（以下「矯正施設」という。）における医療の重

要性にかんがみ、医師たる矯正施設の職員の充実に資するため、医

学を専攻する者で将来矯正施設に勤務しようとするものに対し、修

学資金を貸与することを目的とする。

（矯正医官修学資金）

第二条 政府は、次の各号に掲げる者であつて将来矯正施設に勤務しようとするものの申請により、そ

の者に無利息で矯正医官修学資金（以下「修学資金」という。）を貸

する法律案

一、矯正医官修学資金貸与法案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

二、矯正医官修学資金貸与法案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

法律第五十三号）の一部を次のよう改正する。

第一條の表中「一、一五二人」を「一、一八〇人」に改める。

二 大学を卒業して、医師法（昭和二十二年法律第二百一號）第十一條に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を

行なつている者

（貸与方法）

第三条 賃貸金は、貸与の契約に定められた月から、実地修練を終了する日の属する月までの間、毎月、政令で定める額を貸与するものとする。ただし、帰省その他の特別の理由があるときは、あらかじめ、二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。

（停学処分）

六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。

三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けること

五 死亡したとき。

六 その他の理由で修学資金の貸与を停止したとき。

（修学資金の総額）

第四条 政府は、第二条の規定により修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度において結ばれる契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにならなければならない。

（保証人）

第五条 修学資金の貸与を受けようとする者は、政令の定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

（貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留）

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帶して債務を負担するものとする。

（返還の債務の当然免除）

3 政府は、修学資金の貸与を一時保留在することができる。

（退還の債務の免除）

第七条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、返還の債務の免除を

するに至つたときは、その契約を解除するものとする。

一 退学し、医学を専攻して大学

を卒業した後引き続き実地修練を行なわず、又は実地修練を行なつたとき。

二 心身の故障のため修学の見込

がなくなつたと認められるとき。

三 修業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けること

五 死亡したとき。

六 その他の理由で修学資金の貸与を停止したとき。

七 修業成績が著しく不良となつたと認められるとき。



昭和三十六年三月二日印刷

昭和三十六年三月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局